

屋久島町船舶事業
被害者等支援計画

令和5年10月1日

屋久島町

1. 被害者等支援の基本的な方針

生活航路である定期船を運航する屋久島町にとって、「人命の安全」「船舶の安全運航」は事業の根幹であり、事業を運営するうえで最優先の行動基準です。そのため安全管理規程に則り安全方針・安全重点施策を定め、事故等の未然防止に努めているところです。

それでも、万が一、人命に係わる重大な事故等が起こったことを想定し、被害者等の支援についての方針を定める必要があります。

まず、お客様の救護を最優先に行動し、二次災害の防止など被害の拡大を防ぐ措置を講じます。

続いて、事故現場、搬送された医療機関及び待機場所等において、事故に遭われた方々及びご家族等に寄り添い、迅速かつ的確な情報提供を行いながら誠実に対応し、被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう継続的な支援を行っていきます。

このような屋久島町の基本的な考え方を「公共交通事業者による被害者等支援計画ガイドライン」（国土交通省平成 25 年 3 月 29 日）に則り、屋久島町船舶事業被害者等支援計画として策定し、実施します。

2. 被害者等支援計画の基本的な実施内容

(1) お客様の救出・救護

事故等が発生した場合、その規模に応じて被害者等支援対策本部を設置し、被害者等救護班は乗船客の救護を何よりも最優先に行います。

(2) 情報提供

① 家族等への情報伝達

- ・ 事故発生後、自ら情報収集に努めるとともに、国土交通省、海上保安庁、消防及び医療機関等と連携し、被害者の安否情報等を収集します。収集した情報は、被害者等救護班（救護担当者）を通じて速やかに被害者等にご提供いたします。
- ・ ご家族等からのお問い合わせには、被害者等救護班（救護担当者）が対応いたします。

②乗客情報及び安否の取り扱い

- ・個人情報については、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。
- ・被害者等救護班（救護担当者）では、被害者のご家族等に対し、可能な限り情報提供をいたします。
- ・被害に遭われた方の個人情報については、原則として第三者への公表は行いません。ただし、国土交通省、海上保安庁、消防及び医療機関等から要請があった場合は、必要な範囲で情報提供を行います。なお、被害者やご家族等が情報公開を希望されない場合は、ご意思を尊重した対応をいたします。

③被害者等への継続的な情報提供

- ・安否情報等については、被害者等支援窓口（支援担当者）よりご家族等に継続的に提供いたします。
- ・事故に関する情報及び再発防止策等については、必要に応じてご説明いたします。

（3）事故現場等における対応

①事故現場、待機場所等へのご案内

- ・被害に遭われた方のご家族のために、事故現場、搬送先病院、待機場所等にご案内する体制を整え、各所までの必要な交通手段の確保に努めます。

②滞在中の支援

- ・ご家族が事故現場や待機場所に滞在される際には、被害者等救護班（救護担当者）が食事や休憩、宿泊などについて、できる限りの手配を行います。
- ・ご家族から心のケアに関するご要望があった場合には、専門家の協力をいただきながら必要な支援に努めます。

（4）継続的な対応

①被害者等からの相談受付体制

- ・事故の規模に応じて、被害者等支援窓口（支援担当者）を設置し、被害者等からの相談に応じます。

②被害者等に関する継続的な支援

- ・被害者等から心のケアに関するご要望があった場合には、専門家の協力をいただきながら必要な支援に努めます。

3. 被害者支援の基本的な実施体制

(1) 体制の確立

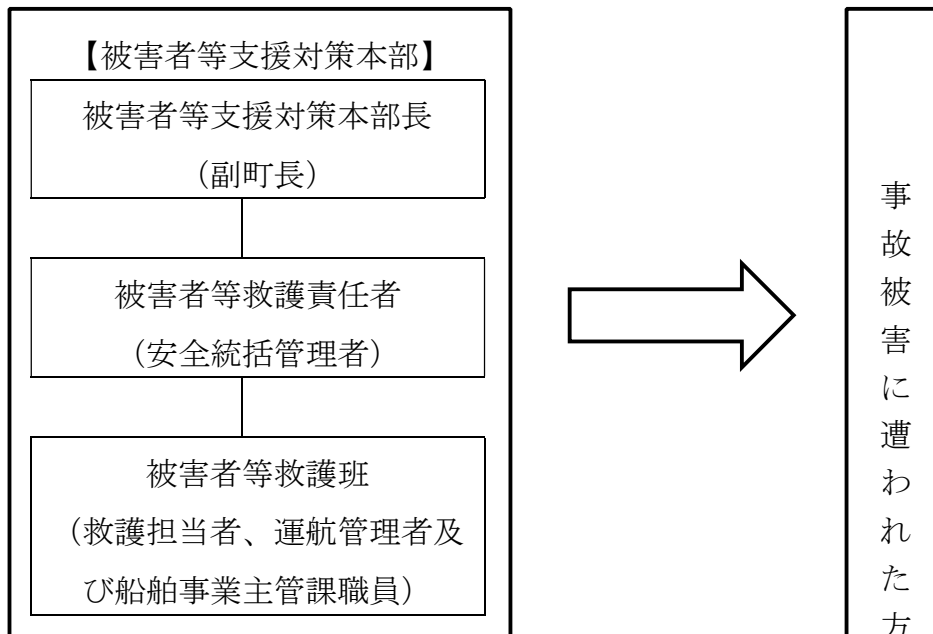
別表のとおり、事故等の規模に応じて発生直後の体制と継続的な体制を整えます。また、被害者等の支援にあたっては、国土交通省九州運輸局と連携をしながら進めます。

(2) 研修等

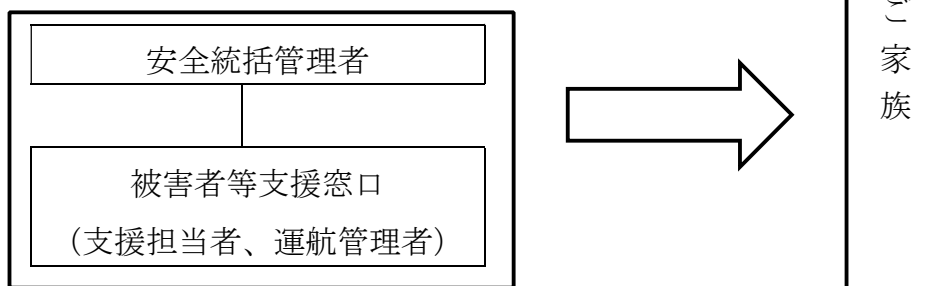
被害者等支援の意義について周知し、安全についての職員全体の意識の向上を図るため、必要な研修等を実施します。

別表

《事故発生直後》



《継続的な対応》



事故被害に遭われた方・ご家族

〈参考〉

フェリー太陽Ⅱの安全方針

◆基本方針

私たちは、本町にとって重要な生活航路であることを再認識し、人と物を安全にかつ確実に届けるため安全管理規程及び関係法令の遵守に努めます。

◆安全重点施策

本船は、事業を遂行するにあたり、安全最優先の原則を徹底し、「海難事故ゼロ」、「油漏事故ゼロ」、「人身事故ゼロ」の「スリーゼロ運動」に取り組みます。